

事 務 連 絡  
平成 30 年 (2018 年) 2 月 13 日

公益社団法人 滋賀県建築士会  
一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会  
一般社団法人 滋賀県建設業協会  
一般社団法人 滋賀県建築設計家協会  
滋賀県建築設計監理事業協同組合  
公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会  
○公益社団法人 全日本不動産協会滋賀県本部

} 様

滋賀県土木交通部建築課建築指導室

建築計画概要書および建築物等の台帳記載事項等の証明事務について

平素は、本県の建築指導行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例（平成 29 年滋賀県条例第 39 号）および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例（平成 29 年滋賀県条例第 36 号）は、平成 29 年 12 月 28 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなりました。この改正は、宅地建物取引業法の改正により、中古住宅取引における「重要事項説明」の内容が充実され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されることとなったことから、建築物等の台帳記載事項証明および建築計画概要書等の写しの交付に係る事務の見直しを行ったものです。

つきましては、今回の改正について、円滑に施行できるようチラシ（別添 1）を作成しましたので、窓口での掲示や各会員への周知等ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

【主な改正内容】

- 建築計画概要書等については、これまで、滋賀県の情報公開制度において写しの交付を行っていましたが、今後は、滋賀県が保存しているものと相違ないことの証明を付して、建築計画概要書等の写しを交付することとしました。
- 建築物等の台帳記載事項証明については、請求者要件等を見直し、誰でも請求ができるようにしました。
- 「建築計画概要書等の写しの交付」、「建築物等の台帳記載事項証明」は、いずれも有料となります。

【その他】

- 県内特定行政庁の有料化の状況は別添 2 のとおりです。



滋賀県土木交通部建築課建築指導室指導係  
電話：077-528-4258 ファクシミリ：077-528-4912  
E-mail：shidou@pref.shiga.lg.jp

# 建築計画概要書等および建築物等の台帳記載事項の 証明事務（有料）を開始します。

○**建築計画概要書等**\*については、これまで、滋賀県の情報公開制度において写しの交付を行っていましたが、今後は、滋賀県が保存しているものと相違ないことの証明を付して、**建築計画概要書等**の写しを交付することとしました。

※建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 1 項各号（一部除く。）に掲げる書類

○**建築物等の台帳記載事項証明**については、平成 28 年 6 月に宅地建物取引業法の一部が改正されたことから、交付手続きについて、請求者要件等を見直しました。

○「**建築計画概要書等**の写しの交付」、「**建築物等の台帳記載事項証明**」は、いずれも有料となります。

## 手続き

実施年月日	平成 30 年 4 月 1 日請求分から
請求方法	受付場所にある所定の用紙にて請求してください。 なお、請求に際し、発行する証明の建築物を特定していただく必要がありますので、 <b>建築確認番号等を特定できるもの（確認済証の写し等）</b> をご持参ください。それが無い場合は、 <b>当時の建築主や地名地番、建築物の階数、建築年月日等分かるもの（登記簿謄本（建物）等）</b> をご提示いただき、ご相談ください。
受付時間	開庁日の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分 (状況に応じて、短縮等制限することもあります。)
手数料	<b>建築計画概要書等</b> の写しの交付：1 件につき 500 円 (建築計画概要書に併せて処分等の概要書の写しの交付が必要な場合は、2 件分となります。) <b>建築物等の台帳記載事項証明</b> ：1 件につき 500 円
手数料納付方法	所定の用紙に、滋賀県収入証紙を貼付してください。 滋賀県収入証紙は、滋賀県庁、滋賀県各合同庁舎（大津を除く。）および滋賀銀行、関西アーバン銀行の県内本支店、出張所でお求めください。

## 受付および問合せ先

建築物の規模	建築物の所在地	受付場所および問合せ先
・階数 4 未満の建築物 ・延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物 (建築時期により一部異なる場合があります。)	① 栗東市・甲賀市・野洲市・ 湖南市・日野町・竜王町	甲賀土木事務所 管理調整課 0748-63-6163
	② 米原市・愛荘町・豊郷町・ 甲良町・多賀町	湖東土木事務所 管理調整課 0749-27-2250
	③ 高島市	高島土木事務所 管理調整課 0740-22-6046
・上記を除く建築物	①②③すべて	滋賀県 建築指導室 077-528-4258

◇大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・東近江市・草津市・守山市の案件につきましては、各市にお問合せください。

建築計画概要書写しの交付、建築物等の台帳記載事項証明に係る  
 県内特定行政庁の有料化の状況について

特定行政庁名	建築計画概要書写しの交付	建築物等の台帳記載事項証明	備考
滋賀県	H30.4.1 実施	H30.4.1 実施	手続きについては別添 1 のとおりです。
大津市	実施済み	実施済み	建築計画概要書写し 1 件につき 470 円、台帳記載事項証明 1 件につき 300 円、建築計画概要書以外の概要書等について閲覧のみ受付のものがありますので詳細はお問い合わせください。
彦根市	H30.4.1 実施予定	実施済み (手数料変更なし)	
長浜市	H30.4.1 実施予定	H30.4.1 実施予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築計画概要書等の写し 1 件につき 500 円予定</li> <li>・ 台帳記載事項証明 1 件につき 300 円予定</li> </ul>
近江八幡市	実施予定日については、市ホームページにてお知らせします。	実施済み	
草津市	H30.4.1 実施予定	実施済み	
守山市	実施については、市にお問合せください。	実施済み	
東近江市	実施済み	実施済み	

※事務手続き等の詳細については、各特定行政庁により違いがありますので、建築物の所在する特定行政庁にお問合せください。



県 章

# 滋賀県公報

平成 29 年 (2017 年)  
1 2 月 2 8 日  
号 外 ( 1 )  
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 条 例

※滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例 (医療保険課) ...	4
※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) .....	6
※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (財政課) .....	6
※滋賀県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例 (医療保険課) .....	7
※滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例 (建築課) .....	7
※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 (住宅課) .....	8
※滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) .....	9
※滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課) .....	10
※滋賀県工業用水道条例の一部を改正する条例 (企業庁経営課) .....	11
※滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (生活安全 企画課) .....	11

## 公布された条例のあらまし

- 滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例 (条例第35号)
- 1 国民健康保険保険給付費等交付金の交付および国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項を定めるものとしました。(第1条関係)
  - 2 この条例において使用する用語は、国民健康保険法および国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)において使用する用語の例によることとしました。(第2条関係)
  - 3 国民健康保険保険給付費等交付金の種類は、普通交付金および特別交付金とし、普通交付金および特別交付金の交付に関し必要な事項を定めることとしました。(第3条関係)
  - 4 県は、年度ごとに市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町に対して通知するものとしました。(第4条関係)
  - 5 医療費指数反映係数の基準は、医療費指数反映係数が零であることとしました。(第5条関係)
  - 6 一般納付金所得係数の基準、一般納付金所得等割合、一般納付金被保険者数等割合および一般納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとしました。(第6条～第9条関係)
  - 7 後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準、後期高齢者支援金等納付金所得等割合、後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合および後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとしました。(第10条～第13条関係)
  - 8 介護納付金納付金所得係数の基準、介護納付金納付金所得等割合、介護納付金賦課被保険者数等割合および介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとしました。(第14条～第17条関係)
  - 9 この条例に定めるもののほか、国民健康保険保険給付費等交付金の交付および国民健康保険事業費補助金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定めることとしました。(第18条関係)
  - 10 その他
    - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、(2)は、公布の日から施行することとしました。
    - (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとしました。
    - (3) 滋賀県国民健康保険調整交付金条例(平成17年滋賀県条例第97号)は、廃止することとしました。
- 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

- 1 建築確認等に係る各種証明の手数料を新たに設定することとしました。(第2条関係)
  - 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)に定める用途地域に田園住居地域が新設されたことに伴い、当該田園住居地域における建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料を追加することとしました。(別表第43関係)
  - 3 その他
    - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
    - (2) 関係条例について、必要な改正を行うこととしました。
- 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(条例第37号)
- 1 東北部工業技術センター設備使用料の額を改めることとしました。(別表関係)
  - 2 この条例は、平成30年1月1日から施行することとしました。
- 滋賀県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例(条例第38号)
- 1 滋賀県国民健康保険運営協議会の設置の根拠条項を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第1項に改めることとしました。(第1条関係)
  - 2 滋賀県国民健康保険運営協議会の所掌事務および委員の任期については、国民健康保険法第11条および国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第4条の規定によることとなるため、該当条項を削除することとしました。(第2条および第4条関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
  - (2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例(条例第39号)
- 1 都市計画法に定める用途地域に田園住居地域が新設されたことに伴い、当該田園住居地域において生じさせてはならない日影時間を定めることとしました。(第36条関係)
  - 2 建築計画概要書等建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項各号に掲げる書類のうち特定行政庁が定めるものについて、写しの交付を請求することができることとしました。(第36条の6関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 関係条例について、必要な改正を行うこととしました。
  - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)
- 1 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととしました。(第12条関係)
  - 2 県営住宅の駐車場の管理および運営を県が直接行うこととするため、駐車場の使用手続、使用料その他の必要な事項について定めることとしました。(第35条の2～第35条の7関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、1および(2)の一部については、公布の日から施行することとしました。
  - (2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第41号)
- 1 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号。以下「法」という。)第12条の規定に基づく独立行政法人水資源機構の業務に特定河川工事の代行の業務が加えられたことおよび法における条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第3条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第42号)
- 1 都市公園に設けられる公募対象公園施設である建築物の建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合の特例を定めることとしました。(第1条の7関係)
  - 2 都市公園に設けられる運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を定めることとしました。(第1条の8関係)
  - 3 次に掲げる行為のうち、(1)の行為について都市公園における禁止行為であることを明確にするとともに、(2)および(3)の行為について新たに禁止行為として追加することとしました。(第4条関係)
    - (1) ごみその他の汚物または廃物を捨て、または放置すること。

-----  
滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第36号

**滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例**

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第38号および第39号を次のように改める。

(38) 建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料

1件につき 500円

(39) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料

1件につき 500円

第2条第1項第39号の次に次の3号を加える。

(39)の2 長期優良住宅建築等計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料

1件につき 500円

(39)の3 低炭素建築物新築等計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料

1件につき 500円

(39)の4 建築物エネルギー消費性能向上計画(当該計画の変更を含む。)および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料

1件につき 500円

別表第43(11)の項中「または第13項ただし書」を「、第13項ただし書または第14項ただし書」に改める。

**付 則**

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。  
別表第1号中「、第37号、第40号」を「から第40号まで」に改める。

-----  
滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第37号

**滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**

滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第6項中「1,900」を「2,810」に改める。

**付 則**

この条例は、平成30年1月1日から施行する。  
-----

滋賀県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第38号

**滋賀県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例**

滋賀県国民健康保険運営協議会条例(平成28年滋賀県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号。次条において「改正法」という。)附則第9条」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第1項」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(委員の定数)」に改め、同条第1項中「協議会」を「協議会の委員の定数」に、「をもって組織し、その定数は、」を「の区分に応じ、それぞれ」に改め、同条を第2条とする。

第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条から第8条までを2条ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第39号

**滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例**

滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の5」を「第36条の6」に改める。

第36条の表中

第2種低層住居  
専用地域

を

第2種低層住居  
専用地域および  
田園住居地域

に改める。

第5章の2中第36条の5の次に次の1条を加える。

(書類の写しの交付)

**第36条の6** 何人も、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項各号に掲げる書類のうち特定行政庁が定めるものの写しの交付を請求することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第37号の次に次の1号を加える。

(37) の 2 滋賀県建築基準条例 (昭和47年滋賀県条例第26号) 第36条の 6 の規定に基づく書類  
の写しの交付の手数料

1 件につき

500円

-----  
滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第40号

**滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例 (昭和34年滋賀県条例第31号) の一部を次のよう  
に改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 共同施設 法第 2 条第 9 号に規定する共同施設をいう。

第12条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第23条第 2 項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項ただ  
し書」に改める。

第31条の見出しを「(県営住宅の使用料)」に改める。

第32条の見出しを「(社会福祉法人等による県営住宅の使用についての準用)」に改める。

第35条の次に次の 6 条を加える。

(駐車場の使用者の資格)

**第35条の 2** 駐車場を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県営住宅の入居者または第30条第 1 項の規定による許可を受けた社会福祉法人等であるこ  
と。

(2) 自ら使用し、または同居者に使用させるために駐車場を必要としていること。

(3) 第29条第 1 項の規定による県営住宅の明渡しの請求を受けていないこと。

(駐車場の使用の申込み)

**第35条の 3** 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込  
みをしなければならない。

(駐車場の使用者の決定)

**第35条の 4** 知事は、前条の規定により駐車場の使用の申込みをした者のうち第35条の 2 に規定  
する者 (以下「駐車場使用申込者」という。) を駐車場の使用者として決定するものとする。

2 駐車場使用申込者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、知事は、  
公開抽選により駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、駐車場使用申込者に身体障害  
その他の駐車場の使用について配慮を必要とする事情がある場合には、公開抽選によらないで  
当該駐車場使用申込者を駐車場の使用者として決定することができる。

3 知事は、前 2 項の規定により駐車場の使用者を決定したときは、その旨を当該駐車場の使用  
者として決定した者に対し、通知するものとする。